

## 「第 100 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 4 年 6 月 14 日（火曜日）に、「第 100 回 コーデックス連絡協議会」を AP 虎ノ門 A ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

### 1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は、委員の互選により選出された辻山弥生委員が議事進行役を務めました。議事次第に基づいて、事務局から、令和 4 年 7 月に開催される第 53 回残留農薬部会（CCPR）の主な検討議題の説明を行い、令和 4 年 2 月から 3 月にかけて開催された第 52 回食品衛生部会（CCFH）及び令和 4 年 5 月に開催された第 15 回食品汚染物質部会（CCCF）の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という情勢を鑑み、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

### 2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

#### (1) 第 53 回残留農薬部会(CCPR)

- ・仮議題 7「食品及び飼料のコーデックス分類（CXM 4/1989）の改訂」のうち 7(a)「オクラの残留基準値の設定」について、森田満樹委員から、モニタリングデータによる推定が用いられるのは今回のオクラの基準値設定に限ったことか、他の事例もあるのか質問がありました。これについて、現在、モニタリングデータを用いて農薬残留濃度を推定してコーデックス最大残留基準値（MRL）を設定しているのはスパイスのみであること、また、今回の提案において、オクラについてはモニタリングデータの解析結果を用いてチリペッパーの農薬残留濃度から基準値を設定する点が原則と異なる旨回答しました。
- ・同じく仮議題 7(a)について、森田満樹委員から、「食品分類全体のルールとの整合性の確保」の重要性について質問がありました。これについて、今回提案された基準値設定の方法は CCPR や FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPPR）が今まで行ってきた方法と異なるため科学的妥当性の検証は必要なものの、基準値が設定されることにより消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保が達成される点においてコーデックスの原則に合致している旨回答しました。
- ・同じく仮議題 7(a)について、山口隆司委員から、「オクラを除く」との注釈が入った経緯について質問がありました。これについて、オクラはピーマンやチリペッパーと同じ食品分類に属しているが、一般に同じ食品分類の他の作物と農薬の使用方

法が異なること、また、他の作物よりも農薬残留濃度が高い傾向にあることから、JMPR が残留基準値を提案する際にこの注釈を付けている旨回答しました。

- ・仮議題 7(c)「クラス E- 動物由来の加工食品」について、菅沼修委員から、本議題は製造業界が関心のあるところであり、加工食品のコーデックス MRL が分かりやすく把握しやすい分類になるよう、また、国内の農薬残留基準の食品分類との整合性も不備にならないよう期待している旨ご意見をいただきました。これについて、当該分類において、動物由来の加工食品は、乾燥肉やラードといった 1 次産品に近いものだけが含まれており、理由として、1 次産品に近いものでないと農薬の残留の推定が困難であり基準値設定できないためと考えられる旨説明しました。また、これらのクラス分けにおいて、日本の食品分類との整合を確保できるよう対処する旨回答しました。
- ・仮議題 9「健康への悪影響への懸念が低く、コーデックス MRL の設定を免除し得る物質に関するガイドライン案」について、菅沼修委員から、本ガイドラインの位置づけについて質問がありました。これについて、本ガイドラインは、基準値を設定する必要のない物質の条件を明確化したものである旨回答しました。
- ・仮議題 11「健康への悪影響への懸念が低く、サポートされていない物質の管理」について、辻山弥生委員から、本議論が長期間続いている理由について質問がありました。これについて、CCPR では、農薬の残留基準値を定期的に見直すこととしているが、その際評価に必要なデータが提出されないことも多く、そういった場合には基準値がなくなり、その農薬を使って生産した農産物の輸出が困難となるという現状において、基準値の維持を希望する途上国と定期的に新しい科学的知見により安全性評価をやりなおすべきという先進国の間で平行線の議論が続いてきたためであるが、今回提案された案は、両者の間で折衷案を作成しようとしている点は評価できる旨回答しました。

## (2) 第 52 回食品衛生部会 (CCFH)

- ・議題 5「生物による食品に起因するアウトブレイク管理のためのガイダンス案」について、森田満樹委員から、リスクコミュニケーションに関して、「嘘や虚偽の情報を特定する手順の確立について、我が国から重要との認識と併せて実行可能性に対する懸念を表明した」ということだが、実行可能性の懸念とは具体的にどのようなことか質問がありました。これについて、昨今の情勢から個人でも SNS 等を通じて比較的容易に情報発信を行うことが出来るようになっており、様々な媒体や発信者が存在する中、その発信元や情報の信憑性について特定困難な場合や時間を要する場合が存在するため、今回のガイドラインにおいても可能であれば手順の確立を要請すると記載した旨回答しました。
- ・同じく議題 5 について、辻山弥生委員から、日本は当初、ガイドラインの策定に反対の立場だったが、ガイドラインが出来上がった際に日本に対する影響はあるか質問がありました。これについて、厚生労働省の「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」は既にガイドラインの内容を概ね網羅しており、広域食中毒被害が発生した場合は広域連携協議会の仕組みもあるため、ガイドラインが採択されたとしても、必ずしも日本の制度にすぐに影響があるものではないと認識している旨回

答しました。

- ・ 議題 6 「重要管理点 (Critical Control Point (CCP)) を特定するための判断樹 (Decision Tree) 原案 (食品衛生の一般原則 (CXC1-1969) の改訂)」について、鶴身委員から、Decision Tree には重要なハザードを決定するための内容が含まれておらず、内容が不足しているのではないか、また、変更されたハザード分析表や Decision Tree の国内への適用に関する今後の予定について質問がありました。これについて、国によってどこに重点を置くかは意見が異なるため統一性を図ることに苦慮した背景から、Decision Tree は全てを読むものではなく、CCP の判断に困った際に活用するためのツールのひとつとして例示されたものであること、また、加盟国よりハザードの重要性を検討する必要性がある旨意見があり、注釈 1 に「適正衛生規範 (Good Hygiene Practices (GHP)) のような前提条件によって十分にコントロールされるか否か」という注釈が加えられたことを説明しました。また、今後の活用方法としては、厚生労働省が作成している手引書策定のためのガイダンスや各業界団体が作成している業種別手引書への例示等が考えられるが、具体的な活用方法については今後検討していく旨回答しました。
- ・ 議題 8 「食品生産における安全な水の使用及び再使用に関するガイドライン原案」について、山口隆司委員から、付属文書 II における Fishery products の定義について検討した際に異なる見解を示した加盟国は電子的作業部会 (Electronic Working Group (EWG)) に参加していたか、また、EWG で結論が出ないまま本会合が開催されたのか質問がありました。これについて、Fishery products の定義原案においても 2 つの案が提示されており、案 1 を支持する国 (エジプト、ノルウェー、ケニア、EU 等) と案 2 を支持する国 (メキシコ、韓国、タイ、アメリカ等) に分かれており、これらの国のほとんどが EWG に参加していたが、EWG で結論が出ないまま本会合で議論されることとなった旨回答しました。
- ・ 同じく議題 8 について、辻山弥生委員から、Fishery products の定義について案 1 と案 2 に分かれていたのは何が論点となっているのか質問がありました。これについて、一番大きな違いとして、片方の案はウミガメなどの「海生は虫類」まで含めるような案となっていたが、次の EWG の議論用に回付されている原案では海生は虫類は含めないものとなっている旨回答しました。
- ・ 議題 9 「その他の事項及び今後の作業」のうち (b) 新規作業「鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラに関するガイドライン (CXG 78-2011)」及び「食品中のリステリア・モノサイトジェネシスの管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010)」の改訂について、辻山弥生委員から、改訂のために FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) に情報収集を要請しているが、これらの文書は比較的最近採択されたと認識しているところ、何か問題があったために見直すのか、もしくは、定期的に見直すよう定められているのか、また、どこの国が中心となっているか質問がありました。これについて、これら 2 つの案件については、新規案件について検討した際に、第 51 回会合から継続して検討している腸炎ビブリオの案件の他に、関心のある案件として、特定の国からではなく各国から挙げたものであり、今後、定量的なリスク評価という観点が必要になってくるため JEMRA に要請した旨回答しました。

### (3) 第 15 回食品汚染物質部会 (CCCF)

- ・ 議題 3 「FAO 及び WHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) からの関心事項」のうち「食料入手が限られた状況下で最良の健康成果を達成するための食品安全に関する考察」についての FAO の作業」の報告書について、森田満樹委員から、報告書に提示されているとうもろこし中の鉛及び穀物中のフモニシンのケーススタディは、国連世界食糧計画 (WFP) 等の食料援助物資へ限定的に影響してくるものなのか質問がありました。これについて、報告書は、食料援助された食品しかないような状況において汚染物質をどのレベルに管理するのが望ましいかを提示している文書である旨、報告書内で提言された乳幼児用穀類製品の鉛の最大基準値 (ML) については、議題 7 「特定の食品群中の鉛の最大基準値」で議論され採択に向けた合意がされたことを回答しました。
- ・ 同じく議題 3 の同案件に関連し、議題 9 「特定の穀類及び穀類加工品 (乳幼児用食品を含む) 中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン」において、食料援助用の乳幼児穀類加工品に対しては別の ML が提案されたことを踏まえ、今後も食料援助用の食品には別途 ML が設定されることがあるのか、そのことについて日本はどのように受け止めているのか質問がありました。これについて、食料援助を考慮した ML 設定は今後も行われる可能性があること、ML を新たに設定することで廃棄される食品も生じるため食料供給と食品安全の両立が重要であること、ML 設定だけでなく実施規範により汚染を少なくしていくことが重要と考えている旨回答しました。
- ・ 議題 5 「カカオパウダー (総乾燥カカオ固形分が 100%) 中のカドミウムの最大基準値」について、山口隆司委員から、EWG から提案された ML (2.0~3.0 mg/kg) では、違反率が国際レベル(4.39%~1.87%)とラテンアメリカ地域(13.02%~5.08%)とでかなり差があるが、ラテンアメリカ地域から 2.0 mg/kg の ML 案に反対がなかったのか質問がありました。これについて、ラテンアメリカ地域のほとんどの国が 3.0 mg/kg を支持していたこと、今次会合で議長が提案した 2.0 mg/kg は EWG (議長: エクアドル) の提案の範囲内であったことから、ラテンアメリカの国々は留保まではしなかったと考えられる旨回答しました。
- ・ 議題 7 の乳幼児用穀類加工品に ML 適用部位として「as is (そのまま)」と「as sold」の考え方があることに関連して、森田満樹委員から、議題 9 において乳幼児用穀類加工品には同様の考え方があり、他の食品にも適用される考え方なのか、または乳幼児用食品に限定した新しい考え方なのか質問がありました。これについて、現時点では「as sold」は乳幼児用穀類加工品の ML のみに適用されていること、水やお湯で調製してから消費される食品とそのまま消費される食品がある場合には ML の対象を明確に規定する必要があり乳幼児用食品がこうしたものに該当する例が多いこと、乳幼児用調整乳の鉛については「as consumed」として ML が設定されており、どの段階の製品に適用する ML であるかを明確にすることが重要である旨説明しました。
- ・ 議題 9 について、細野秀和委員より、日本では総アフラトキシンの ML は全食品で一律の 10 µg/kg の規制値であるのに対し、今回合意された玄米の ML は 20 µg/kg、

精米の ML は  $5 \mu\text{g}/\text{kg}$  であり、日本の ML について今後どのように対応するのか質問がありました。これについて、精米のように日本の規制値よりもコーデックスの ML の方が低いものについては、汚染実態及び摂取量の把握に努め ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則 (無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべきとの考え方) に基づき必要な対応をしたいと考えていること、また、低い ML については分析法の実効性にも配慮が必要な旨回答しました。

- 議題 17 「CCCF の今後の作業計画 (CCCF が今後作業を行う主要食品と汚染物質の組合せに関するレビュー)」について、山口隆司委員から、「主要食品と汚染物質の組合せ」は、汚染物質の曝露量を科学的に評価するものなのか、または、主要食品のため実施規範等で配慮できない点の考慮が必要か検討するものなのか質問がありました。これについて、暴露への寄与を科学的に評価し、新規作業の必要性等を検討するものであるが、まずは主要食品の定義や、誰がどのように、どのデータ、情報を用いてレビューをするのかを検討する必要がある、年内に開催予定のバーチャル会合で検討される予定である旨回答しました。
- 日本がオランダと毎時部会で共同作成している情報文書 (CF/15 INF1) について、山口隆司委員から、素晴らしい文書であるとのことをご意見をいただきました。また、どのような反響があるか質問がありました。これについて、この情報文書を見ると過去の CCCF における議論の経緯がわかることから、議題 18 「汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー」などの作業において有用な文書だと評価されている旨回答しました。

(以上)